

神立駅西口地区土地区画整理事業

ニュースレター (No.16)

平成30年5月11日

任期満了に伴う土地区画整理審議会委員の選挙を行います

皆さまには、日頃から本事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、第1期土浦・阿見都市計画事業神立駅西口地区土地区画整理審議会委員の5年の任期が、平成30年8月2日をもって満了を迎えます。このことから、第2期審議会委員を決定するための選挙を、**平成30年7月28日**に実施いたします。

● 審議会委員の選挙日程 ●

事項	期日・期間	主な内容
選挙期日等の公告	5月11日(金)	選挙期日の公告・選挙人名簿縦覧の公告
選挙人名簿作成基準日	5月31日(木)	この名簿に登載された方が、選挙権と被選挙権を行使できます。
選挙人名簿縦覧期間 ※2週間	6月5日(火) ～18日(月)	縦覧場所：土浦・かすみがうら土地区画整理一部 事務組合(かすみがうら市稲吉2-6-25) 縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分
選挙人名簿についての 異議申出期間	縦覧期間中	選挙人名簿に記載漏れや誤りがある場合には、この縦覧期間中に異議の申出ができます。
選挙人名簿の確定及び 選挙すべき委員数の 公告	7月3日(火)	選挙人名簿の確定と、土地所有者・借地権者別に選挙する委員の数の公告を行います。
立候補届出期間 (立候補推薦を含む) ※10日間	7月4日(水) ～13日(金)	委員に立候補又は候補者を推薦する場合には、この期間に届出をしてください。 届出場所：土浦・かすみがうら土地区画整理一部 事務組合(かすみがうら市稲吉2-6-25) 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※土日は除く
候補者の氏名・住所の 公告	7月20日(金)	候補者の氏名と住所の公告を行います。
選挙場・投票時間・開 票日時の公告	7月20日(金)	選挙場・投票時間・開票日時の公告を行い、選挙人の方々に選挙執行通知書を発送します。
投票日(開票日)	7月28日(土)	

※候補者の人数が選挙すべき委員の人数を超えない時は、投票は行いません。

土地区画整理審議会について

土地区画整理審議会は、事業の公正性を確保するために権利者を代表し、換地計画や仮換地の指定などの事項について、意見を述べたり同意をするなど、事業の中で重要な役割を持つ組織です。

本審議会は、土地の所有者及び借地権者から選出される「権利者委員」8名と、学識・経験を有する方を管理者が任命する「学識経験者委員」2名の計10名で構成されます。

【「同意」を必要とする主な事項】

- ① 評価員を選任しようとする場合
- ② 学校や道路などについて、換地計画において特別の定めをする場合
- ③ 宅地地積の適正な地積を定める場合

【「意見」を必要とする主な事項】

- ① 換地計画を指定しようとする場合
- ② 換地計画を変更しようとする場合
- ③ 換地計画の縦覧により意見書の提出のあった場合の内容審査

選挙権・被選挙権は？

審議会委員選挙の選挙権及び被選挙権を有する方は、平成30年5月31日現在神立駅西口地区土地区画整理事業施行区域内の土地に所有権を有する方及び借地権を有する方です。

審議会委員の候補者となるには「土浦・阿見都市計画事業神立駅西口地区土地区画整理事業施行に関する条例」の規定により、自ら届出をする場合と、推薦による場合とがあります。

なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者は、審議会委員の候補者になることはできません。



※選挙事務にあたり、共有地及び未相続地については、その選挙人を確定するため、書類等の提出が必要な場合がありますので、ご協力ください。

※未登記の借地権を有する方も、平成30年5月30日までに土地区画整理法第85条に規定する権利の申告等をすれば、選挙権、被選挙権が得られます。ただし、審議会委員選挙に伴い選挙人名簿を確定するため、平成30年5月31日から平成30年7月3日までは権利の申告等の受理を停止しますので、ご了承ください。



現委員の皆さまには、土地区画整理事業の推進に向けご尽力をいただきました。

その結果、仮換地の指定も終え、本年3月には神立駅橋上駅舎と東西自由通路の一部供用開始や第1期の造成工事がスタートする等、安全・安心で活力と賑わいのあるまちづくりに向けて進展を図ることができました。

～問い合わせ先～

土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合
☎ 029-886-3085